

「子ども・子育て支援新制度」がスタートします

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」などにに基づき、幼児期の教育や保育、地域の子育て支援の充実を図ることを目指した「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まります。

幼稚園や保育所(園)を利用する場合、支給認定申請が必要になります。

支給認定申請

新制度では、幼稚園や保育所(園)を利用する際に「支給認定」を受ける必要があります。
(認定は下の3区分)

主な利用手続きの流れは下記のとおりですが、「支給認定申請」の受付期間など詳しくは、広報こまつしま12月号にてお知らせします。

現在、入園・入所している児童については、幼稚園・保育所(園)から申請用紙を配布します。

支給認定の種類

主な利用先	認定区分	対象者
幼稚園	1号認定	お子さんが3歳以上で、教育を希望する方 ※(年少H22.4.2~H23.4.1生) ※平成27年度の市立幼稚園の入園該当児は右のとおり (年長H21.4.2~H22.4.1生)
保育所(園)	2号認定	お子さんが3歳以上で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい方
	3号認定	お子さんが3歳未満で、保護者の就労や病気などの理由で、家庭で必要な保育を受けることが難しい方

幼稚園(市立)を利用する場合(1号認定)

1 幼稚園に直接「支給認定の申請」と「入園希望の申し込み」をします。



2 幼稚園などを通じて市役所から認定証が交付されます。



3 入園手続きが終了します。



【お問い合わせ先】

◎幼稚園の利用など：
市教育委員会学校課(教育庁舎2階)
☎32・3811 / FAX 33・3540
Mail:gakkou@city.komatsushima.tokushima.jp
※私立幼稚園の入園手続きは、各施設にお問い合わせください。

保育所(園)を利用する場合(2号、3号認定)

1 市役所に「支給認定の申請」と「保育所(園)の利用希望の申し込み」をします。



保育の必要な事由に応じて、添付書類が異なります。

2 申請者の希望、保育所(園)の状況により、市役所が利用調整(選考)をします。

(※個別面接を行います)

利用調整(選考)の結果、希望の保育所(園)に入所できない場合があります。



3 入所の通知と認定証が交付されます。



4 必要な書類を提出後、入所となります。

【お問い合わせ先】

◎保育所(園)の利用など：
市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)
☎32・2114 / FAX 32・3818
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

利用料金

保護者が負担する幼稚園や保育所(園)の利用料金は、所得に応じた額となります。